

電気工事業の登録変更申請手続きについて

登録変更については、○印の書類が必要です（●は手数料が必要なもの）。

登録電気工事業者変更届出一覧

No. 変更事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	個人氏名・法人名称	個人住所・法人所在地	営業所名称	営業所所在地	電気工事の種類	主任電気工事士・工事士資格	法人代表者・役員	営業所増設	組織変更
必要書類等									
登録事項等変更届出書(様式第11)	●	●	○	○	●	○	○	○	●
誓約書・主任電気工事士の雇用証明書						○	○	○	●
主任電気工事士等実務経験証明書						★		★	
備付器具調書					●			○	
標識仕様書	●		○		●	○	○	○	●
主任電気工事士の電気工事士免状原本					●	○		○	
※ 申請者が個人の場合：住民票抄本原本		●						○	
※ 申請者が個人の場合：戸籍抄本原本	●								
※ 申請者が法人の場合：登記事項証明書原本	●	●					○	○	●
現在所持する登録電気工事業者登録証原本	●	●	○	○	●	○	○	○	●

※ 手数料は登録証の記載事項について必要ですが、その他の事項については無料です。

注意事項

※主任電気工事士が第一種電気工事士の場合は、実務経験証明書(★の部分)は省略できます。

※住民票、登記事項証明書及び戸籍抄本は申請時3か月以内のものです。

No. 1	「株式会社○○→株式会社××」等、同一法人組織内での名称変更です。
No. 2	「市制施行」「住居表示変更」の場合は手数料は無料です。
No. 4	移転先が県外の場合は変更手続きではなく、移転先での手続きが必要になります。
No. 6	電気工事士資格のみの変更の場合「誓約書・雇用証明書」「実務経験証明書」は省略できます。
No. 7	代表者以外の役員のみの変更の場合は、「誓約書・雇用証明書」が省略できます。
No. 8	市(町村)内に増設する場合のみです。
No. 9	「有限会社○○」→「株式会社○○」等、法人組織間の変更のみです。

* 次の手続きは別の手続き(承継届出)になります。

譲受承継(個人業者の法人化や子供等への事業譲渡など)、相続承継、合併、分割。

※ 登記事項証明書原本は、履歴事項全部証明書とする。

電気工事業の登録行政庁変更申請手続きについて

登録・通知をしている方が、営業所移転等により国又は他都道府県所管に変更になった場合、変更手続きが必要です。

(県内の移転や、届出・みなし通知をしている方は、別の手続き(変更届)になります。)

☆ 国又は他都道府県所管から県内の所管に変更の場合は、添付書類が異なります。

○手続きに必要な書類等

登録(通知)行政庁変更届出書(通知書)

現在お持ちの登録証原本又は通知受理通知書原本

(注) 県外に移転する場合、新しい所管先には別途手続きが必要です。